

別格官幣社四條畷神社社誌

始



# 251  
764



殿 拜 並 殿 本



景 全

別格官幣社四條畷神社社誌目次

御祭神	祭地	(一)
朝野の尊崇緒		(八)
特殊神事		(一)
境内外地		(一)
社殿其他建造物		(一)
内物		(一)
外物		(一)
社祀		(一)
御祭神殉節所		(一)
和田賢秀卿殉節所		(一)



## 別格官幣社四條畷神社社誌

御 祭 神 贈從二位楠 正行卿

配 祀 贈正四位楠 正時卿

贈正四位楠 正家卿

贈從四位和田賢秀卿

外殉節將士二十四柱

鎮 座 地 大阪府北河内郡四條畷村大字南野

由 緒 四條畷の地は正平三年(皇紀二千八年)一月五日御祭神が節烈無雙の御宗族將士

と共に誠忠、純孝、正義のために殉節あらせられたる由縁の地なり。その殉節の地域は宇刈屋にあり、畏くも明治九年(皇紀二千五百三十六年)には從三位を追贈せられ、翌明治十年(皇紀二千五百三十七年)彌縫を擴めて一大碑石を建てたり。同年二月明治天皇大和行幸にあたり、同十七日勅使を差遣せられて公の精忠を追感あらせられ、特に金幣を賜ふ。是れより先、慶

應四年（皇紀二千五百廿八年）河内國讚良郡甲可村（現北河内郡四條畷村）住吉、平田神社神主三牧文吾等は殉節地のあたりに神社創建を願出づるところ屢々なりしが時運未だ至らずして已む。爾來有志者達神社御創立を懇請することしばしばにして、即ち明治二十二年（皇紀二千五百四十九年）六月時の大坂府知事西村捨三より神社創立並に社號宣下の上申書と有志の御創立願出がありしが、同年六月二十九日願出の旨聞届けられて同年十二月十六日には神社創立の勅許を仰ぎ、四條畷神社の尊號宣下を給ひ、別格官幣社に列格せられて 翌二十三年（皇紀二千五百五十一年）四月五日御鎮座あらせられたり。

明治二十二年六月十七日の上申書を掲けば

小楠公神社創立並ニ社格宣下之儀ニ付上申

贈從三位橋朝臣楠正行卿ガ誠忠純孝天地ニ貫通シ鬼神ヲ泣カシメ臣子ノ龜鑑タルハ今更申迄モ無之候處前年來當時戰死ノ地河内國四條畷ニ於テ墓碑建設爾後該地人民非常ニ感發追敬近况ニ至リテハ學校生徒等運動ニ講演ニ該墓畔ニ集會只管卿ガ忠節ニ欽慕シ大

阪市街高等小學生徒モ亦數里ヲ遠シトセズ該墓畔ニテ兵式運動ヲ爲スニ至レリ又過般岡山縣ニ於テ學事競進會開設ノ際各校生徒手藝ヲ徵シ候處該地生徒ハ卿ガ墓碑ノ模型ヲ製シ其忠孝ノ行狀ヲ錄シ或ハ生徒ガ報國敵愾ノ志氣ヲ錄シタル物件ヲ出品シ大ニ他邦ニ誇リ一ニ卿カ忠孝ヲ自家ノ模範トセントスル者ノ如ク然リ其舉動潛涙ノ下ルヲ覺エス父兄モ亦發憤信仰ノ餘リ曾テ神社建設ノ儀ヲ願出ルニ立至レリ右ハ建碑以來積年丹誠ニ出タル儀ニテ二三ノ社司數氏ノ因縁者カ單獨ナル希望ニ出テタル等ノ比ニ無之全ク河内國人民一般正行卿カ誠忠純孝ヲ欽慕追崇ノ誠意ニ出テ候儀ニ付何卒願意御聽届相成候様仕度此段上申候也

明治二十二年六月十七日

大阪府知事 西 村 捨 三

又有志の創立願書は、

神社創立ノ儀ニ付願

四條畷楠正行卿戰死地

右ハ大阪府河内國讚良郡飯盛山ノ麓ニシテ古來甲可村大字南野字刈屋田圃ノ間老楠ノ下ニ小苔石アリ是レ即チ正行卿ノ墳塋ニ候處明治九年特ニ贈位ノ御沙汰アリ有志者ニ於テモ痛ク其荒廢ヲ慨キ其ノ區域ヲ擴メ更ニ碑石ヲ建立致候而シテ聖上ノ河内國道明寺ニ幸セラル、ヤ其世忠ヲ追感アラセラレ勅使ヲ遣ハシ墳墓ヲ弔祀セラレ金幣ヲ賜ハル實ニ明治十年二月ニ候爾來益々世人ノ知ル所トナリ遠近ノ衆庶參拜スルモノ日ニ月ニ增加スルニ至ル嗚呼卿ノ王事ニ盡シ父命ヲ奉シタル誠忠純孝ハ古今ヲ貫キ臣子ノ龜鑑タルハ今更ニ申スマデモナク殊ニ前陳ノ如ク由緒モ有之次第ニ付清淨ナル場所ヲ撰ミ卿ノ神靈ヲ奉祀シ併テ當日戰死シタル和田賢秀等百四十三名ノ靈魂ヲモ合祭致度積年ノ宿志ニ候處今般私共ニ於テ別紙調書ノ通り義金ヲ醵集シ社殿造營致度候ニ付テハ四條畷ノ神號並ニ社格宣御下相成候様特別ノ御詮議相仰度此段奉願候也

追申別紙提供候第一號ハ社殿造立ノ豫算書併ニ神社境内圖、第二號ハ神社維持費第三號ハ墓地境內圖、第四號ハ正行卿御墓地經營略記第五號ハ古圖ノ寫ニ御座候也

明治二十二年六月十七日

大阪府管下讚良郡人民有志惣代（氏名略）

右上願ノ趣取調候處相違無之而シテ神號社格御宣下ノ儀願望致候事爰ニ積年ニシテ獨リ地方有志者ノミニ止マラザル實況ニ候條御質察ノ上願意御採納被降度奥書旁上申仕候也  
(町村長氏名略)

(別紙略)

内務大臣伯爵 松方正義殿

斯くの如くにして大阪府官民の熱誠は茲に暢達せられて神社御創立の儀が聽許せられ、社格御宣下あり。

此の時に當りて畏くも

有栖川宮 小松宮 伏見宮  
北白川宮 山階宮 久邇宮

の九宮殿より金參百圓創立費として賜り、又三條實美、土方久元、大山巖、榎本武揚、大木喬任、山田顯義等の諸大官、全國篤志家及大中小學校職員生徒の献金實に五萬壹千八百七拾貳圓貳拾錢貳厘あり、右の御下賜金並に下附金壹萬圓、建築補助金參千圓の献納金を以て造營費其他の諸準備相整ひ、御祭神の殉節の地を距る東十町の飯盛山西麓をトして六千參百八十七坪を境域として明治二十二年八月工を起し、翌明治二十三年二月本殿、中門、祝詞舍透垣を竣成せり。

是れより先、同年一月三十一日には宮内省より御靈代が奉送せられ、式部屬山田光忠、品川十一郎等供奉して道を東海道にとり、翌二月一日御靈代京都に御一泊あらせられ、二日沿道官民學校生徒等迎送し奉りて大阪府廳に着御あらせらる、即ち府正廳に奉安し奉れり。同年四月五日勅使參向せられて御靈代御鎮座祭を執り行はせられたり。

當日の宣命を拜すれば、

宣 命

天皇乃大命爾坐世贈從三位橘朝臣正行命乃御靈乃廣前爾大阪府知事從四位西村捨三乎使止  
爲氏白給號久止白左久

天皇乃大命以氏往志明治二十二年河内國讚良郡飯盛山乃釐爾宮地乎定奉里氏四條畠神社止  
稱號別格官幣社止定奉給北伎爰爾今年美豆乃御殿造利竟奉禮留由乎奏上留依氏御靈代乎  
納奉給布故此狀聞召氏御靈號此御靈代爾遷利坐氏平良久安良久彌遠永爾鎮利坐世  
白給布

天皇乃大命乎聞召止恐美恐美母白須

明治二十三年四月五日

翌六日には侍從子爵西四辻公業を御使として參向せしめられ、親しく幣帛を奉られたり。これ當社御創建御鎮座の由來なり。明治三十年は御祭神五百五十年祭に相當し、畏くも四月六日從二位を追陞せらる。即ち四月一日より同月十日に亘り臨時大祭を執行したり。又大正九年

年は當社御鎮座三十年祭に當り、四月一日より同月七日まで御鎮座三十年記念の臨時大祭を執行して今日に至れり。かくて来るべき皇紀二千六百年記念の昭和十五年は實に當社御鎮座五十年に相當するものなり。

### 朝野の尊崇

當社は明治十年二月十七日明治天皇大和行幸に際して御祭神の精忠を追感あらせられ、特に金幣を賜はりたるは申すも畏く御鎮座以來勅使の參向、皇族の御參拜を始め奉り、朝野の御尊崇、文武大官貴紳の參拜少からず。即ち

明治二十四年四月三十日 山階宮晃彥親王殿下御參拜

明治二十四年十一月十一日 英照皇太后陛下大阪行啓に付御使を以て幣帛を捧げらる

明治二十八年一月五日 北白川宮恒久王殿下外二殿下御參拜幣帛を捧けらる

明治三十年四月一日 御祭神五百五十年臨時大祭執行に就き宮内省より特に幣帛を賜ひ奉

幣使として大阪府知事内海忠勝を參向せしめ給ふ

明治三十五年四月八日 伏見宮文秀女王殿下御參拜

明治三十六年六月十二日 常宮周宮兩内親王殿下御代拜として海軍大尉佐々木高志參向せらる

明治三十七年二月二十四日 日露戰宣奉告勅使として大阪府知事を參向せしめらる

明治三十八年十二月十日 日露平和克復奉告勅使として大阪府知事を參向せしめらる

大正三年九月四日 日獨戰宣奉告勅使として大阪府知事を參向せしめらる

大正四年十一月十四日 大嘗祭に付勅使として大阪府知事を參向せしめらる

大正九年七月二十九日 日獨平和克復奉告勅使として大阪府知事を參向せしめらる

大正十年四月十二日 久邇宮邦彥王殿下御參拜

昭和三年十一月十四日 大嘗祭勅使として大阪府知事を參向せしめらる

昭和四年六月六日 今上天皇陛下大阪府行幸の際御使として侍從子爵牧野貞亮を御差遣あ

らせ給ふ

昭和六年八月六日 秩父宮同妃兩殿下御參拜

昭和六年十一月二十日 閑院宮載仁親王殿下御參拜

昭和七年十一月十五日 今上天皇陛下陸軍特別大演習の爲め大阪府行幸の際御使として、  
侍從子爵甘露寺受長を御差遣あらせ給ふ

昭和九年四月二十日 東伏見宮大妃殿下御參拜

昭和九年七月二十六日 李王垠殿下御參拜

昭和九年八月八日 伏見宮博英王殿下御參拜

昭和十三年五月十三日 賀陽宮邦壽王殿下御參拜幣帛を捧けらる  
維新の元勲にして親しく參拜幣帛を奉られたるもの

明治二十三年四月八日

子爵

稻葉

品川

彌次郎

明治二十三年四月八日

文部大臣

子爵

榎本

武邦

揚

明治二十三年四月八日

内大臣

子爵

三條

實

久

明治二十三年四月八日

宮内大臣

子爵

土方

元

明治二十三年四月二十日

子爵

品川

彌次郎

明治二十三年四月二十一日

内大臣

公爵

稻葉

明治二十四年十月十四日

伯爵

榎本

正邦

明治二十四年十月十九日

皇太后大夫

子爵

三條

實

明治二十五年十一月四日

陸軍大將

伯爵

伊藤

彌次郎

明治二十九年十一月五日

大藏大臣

伯爵

松方

文美

明治三十一年四月三日

侯爵

黒田

正義

成

明治三十一年十一月十七日

文部大臣

海軍大臣

紀

成

明治三十二年五月十日

朝鮮統監

侯爵

伊藤

文

## 特殊神事（神幸式）

明治三十年は御祭神五百五十年祭に相當し特に神慮を慰め奉り且は正平の當時を偲ばん爲四月一日神幸式を行ひ、爾來昭和四年に至りて中絶今日に至れり。明昭和十四年よりは是れを復興することとなれり。その次第は

神幸式次第

- 先 御神輿御發輦神事
- 次 南山遙拜所神事
- 次 湊川神社遙拜所神事
- 次 田疇御供神事
- 次 御祭神御殉節所神事
- 次 和田賢秀卿御殉節所神事
- 次 御神輿御還幸神事

即ち神幸式供奉行列中菊水の御旗を先頭とせる警固の武士は當年如意輪堂に殉節を誓ひし一

族郎黨百四十三人の數に擬し、各烏帽子直垂を著け、太刀佩き、弓矢を構へたるは元讃良郡小學校兒童なり。而して遙拜所等にて有志總代の読み上ぐる祭文は悲壯慷慨聞くものをして沃雲慘憺、公が御殉節の當時を追想せしむべく、各所神事はそれ御祭神の御神徳を景仰して行はれ、乃ち南山遙拜所神事は御祭神の忠誠を、湊川遙拜所神事は御祭神の純孝を、田疇御供神事は御祭神が四條畷激戦中賊軍四圍の内に在らせられて從容として兵餉午食を攝らせられ流血に咽を濕して徐ろに賊將師直の本陣に斬り入らむとなし給ひし沈勇の御精神を、和田賢秀卿殉節所神事は忠烈無双なる和田賢秀卿の殉節所に神輿を停めて慰め奉られ、御祭神信義の厚きを敬仰するものなり。

境内外地

境 内 地 參千八百貳拾壹坪

(御祭神殉節所)

壹千五百五坪

(和田卿殉節所)

壹千五拾壹坪

(四百五拾壹坪)

参道	貳千六百四拾七坪(表參道 貳千五百六拾六坪)
境内外地	壹町壹反九畝步(保安林)
御供田	五畝壹步
御旅所	貳畝貳拾九步

### 社殿其他建造物

去る大正十二年奉贊會を組織し攝社鳥居玉垣の改修に當り、昭和六年には社務所を、昭和八年には神饌所並に舊社務所を以て參集所を修營建設し、更に昭和十二年、國庫下附金を得全国有志の翼賛を以て拜殿其他六簾修營工事に着手し、即ち同年一月十六日これが起工奉告祭に地鎮祭を行ひ、以來着々工事進捗して同年九月二十日、これら拜殿外六簾修營工事竣成奉告祭を執行し、手水舍の移轉改造、潔齋所、修祓所並遙拜所の造營、神域の擴張整備を行ひたり。

尙ほ内務省直轄工事として同年七月工を起したる、繪馬殿復舊透屏改築工事は早くも同年十一月二十八日繪馬殿の上棟祭並に透屏玉垣小門基礎工事修祓式を執行するの運びに至り、翌十三年一月二十八日一切の工事を終了して竣成奉告祭を執行せり。

かくてこれら造營物の整備に伴ひて境域全般に亘る植樹其他の模様替を行ひて、茲に今日仰ぐ御社頭を拜するに至れり。

又皇紀二千六百年並に當社御鎮座五十年記念として正面石階段下に花崗石大鳥居の建設は富國微兵保險相互會社々長根津嘉一郎氏により建設獻納の美舉あり、更に加へて綠楠青松の間にその偉容を仰ぐこととなれり。

これら建造物を擧ぐれば、

一、本殿	流檜皮葺	柱行八尺	梁間七尺貳寸	建坪	壹坪六合	明治二十一年一月上棟
一、透屏	銅葺	葺	延長	貳百七尺九寸		昭和二十年檜皮葺ヲ銅葺ニ替

一六

一、拜殿	桁行三十尺梁間十八尺 造	建坪 貳拾貳坪五合 昭和十二年九月建築
一、祝詞舍	桁行廿一尺梁間十二尺 造	建坪 七坪 同 上
一、廻廊及拜所	桁行零尺一寸梁間八尺 造	建坪 拾壹坪壹合 同 上
一、神饌所	入母屋造 銅葺	八坪八合三勺 昭和八年三月建築
一、内玉垣	協門付、正面銅葺 側面スレート葺	延長 六拾八間二分 昭和十三年二月改築
一、手水舍	入母屋造銅葺 桁行九尺 梁間六尺	建坪 壹坪五合 明治二十六年十一月建築 昭和十三年 改築
一、社務所	銅葺	建坪 五十七坪六合 昭和六年三月改築
一、神庫	校倉建反り家屋根 入母屋造銅葺 十五尺六寸 梁間十二尺	建坪 五坪二合 明治三十年七月建築
一、祭器庫	四阿屋造二階建瓦葺 桁行參間五分梁間貳間五分	建坪 八坪七合五勺 明治二十六年十月建築 昭和十二年六月移建
一、繪馬殿	流造スレート葺	建坪 貳拾貳坪五合 昭和十三年二月改築
一、參集所	入母屋造瓦葺	建坪 貳拾六坪六合 昭和九年二月改築
一、納家	平家造瓦葺	建坪 六坪 明治二十三年六月建立
一、修祓所並遙拜所	石間口奥行二間四方	昭和十二年十一月建設
一、制札所	白木造家根付	昭和三年四月改修
一、日清戰役記念碑	銃劍型鑄銅	明治三十年九月建立
一、一ノ鳥居	石造	明治二十五年十二月建築
	巾高二十三尺 中央五十八尺	

二、三ノ鳥居 白木透造

巾高十五尺五寸

昭和四年三月改築

三、二ノ注連柱 石造

巾高十三尺五寸

四、社號標 石造

巾高十二尺七寸

造

五、攝社本殿 流造

巾一尺三寸 厚一尺

造

大正四年五月建立

明治三十七年八月建立

大正十四年九月上棟

大正十一年七月移建立

六、攝社社號標 高六尺 角一尺

造

正平八年正月備前長船住長守作

長二尺一寸白綃錦袋相箱入

大和包永作

長二尺三分白綃

子爵稻葉正邦奉納

依而勅奉修法備正成蘿言

正中元年正月吉辰ノ銘

## 寶物

一、國寶明治天皇御下賜御劍

二、國寶劍

三、鏡

四、華表額題字

五、和歌短冊

六、楠正成公像

土像

壹	貳	壹	貳	壹	壹	壹
軸	軸	軸	面	口	口	口

小楠公御筆

有柄川宮熾仁親王御眞筆

一、楠正成公畫像  
一、小楠公旗首骨  
一、太  
刀 袍 胄 胄  
壹 壹 壴 壴

副 軸  
口 領 本 軸  
壹 壴 壴 壴

「菊水紋萌黃威」  
時治作正平六年六月一日ノ  
子爵 寛齋筆  
子爵 沢孫七郎奉納  
古金襪製弓籠手附  
純金切羽二枚赤銅切羽四枚  
侯爵 池田輝知奉納  
延壽國資長二尺三寸  
精梨地紋散飾付金物赤銅切羽四枚  
九寸白鞘  
備前行政作長二尺三寸五分  
子爵 西四辻公業奉納  
肥前忠廣行廣合作長二尺一寸餘  
月山貞一作長二尺四寸  
菅原包則作折田年秀奉納  
月山貞一作長二尺六寸五分

刀  
壹 壴 壴 壴  
口 口 口 口  
壹 壴 壴 壴  
一、劍 一、劍 一、劍 一、劍  
一、劍 一、劍 一、劍 一、劍  
一、劍 一、劍 一、劍 一、劍  
一、短

備前國貞次作長八寸五分五厘  
子爵 沢田景面奉納  
月山貞一作長二尺六寸五分  
菅原包則作折田年秀奉納  
月山貞一作長二尺四寸  
肥前忠廣行廣合作長二尺一寸餘  
子爵 西四辻公業奉納  
備前行政作長二尺三寸五分  
子爵 西四辻公業奉納  
因州取鳥住日置兼次郎作長三尺  
西村捨三奉納

一短

刀 刀

六鉢

壹 壹

六短

壹 壱

## 恒例祭式日

口 口

備前長光作 濱州關住兼氏銘  
見島惟謙奉納

二歳

壹 壹

元始

壹 壹

紀節

壹 壹

元節

壹 壱

年

壹 壱

例祭

壹 壹

神武天皇祭遙拜式

壹 壹

春季皇靈祭遙拜式

壹 壹

御祭神殉節所祭

壹 壹

和田賢秀卿殉節所祭

壹 壹

櫻花祭

壹 壹

慈訓祭

壹 壹

天長節祭

壹 壹

御田植祭

壹 壹

湊川神社例祭遙拜式

壹 壹

秋季皇靈祭遙拜式

壹 壹

(中祭)

三月春分ノ日  
四月三日  
五月四日  
四月一日  
四月十四日  
四月二十日  
五月十六日  
六月二十日  
七月十二日  
九月秋分ノ日

(中祭式)

## 一、吉野神宮例祭遙拜式

九月二十七日

## 一、秋季祭

十月四日

## 一、播社例祭

十月五日

## 一、紅葉祭

十一月三日

## 一、新嘗祭

十一月十五日

## 一、神代札、曆布奉告祭

十一月二十三日

## 一、入退營兵奉告祭

十一月中

## 一、御例格當日祭

十二月十六日

## 一、煤拂祭

十二月中

(中祭)

- 一、大正天皇祭遙拜式  
十二月二十五日
- 一、除夜祭  
十二月三十一日
- 一、大祓式  
六月三十日
- 一、月次祭  
十二月三十一日

一日、五日、十六日

## 攝社御妣神社

## 鎮座地 四條畷神社神域

## 由緒 御祭神は本社御祭神の御母公にして、我が邦母性の龜鑑と仰ぎ奉

る所なり。大正十三年四月十六日四條畷神社外有志者によりて、攝社として奉齋せんことを申請せり。即ち

## 攝社建設ノ儀ニ付申請

當社ノ祭神ナル楠正行公其弟正時公ガ克ク父公ノ志ヲ紹キ君ト國トニ心ヲ碎キ身ヲ獻ケ忠孝兩全ノ範ヲ千載ニ垂レ風教綱常ヲ無窮ニ維持シ我邦ノ史上ニ炳乎タル偉績ヲ留メラレタルハ兒童走卒スラ口ニスル所ナルハ是偏ニ彼御母ノ世ニモ類ナキ心ツクシニ由ルモノニシテ斯ル人コソ眞ノ良妻賢母トモ稱ヘツベケレサレバ曩ニ下田歌子等ノ同志相謀ラヒテ兄弟兩公ノ墓側ニ御母ノ頌徳碑ヲ建テ置カレシモ其意全クコヽニ在ルコト、奉存候加之ナラズ近年當府下京都奈良ノ女學校生徒ヲ始メトシテ遠ク他府縣ノ女學校生徒乃至婦人會其他ノ當社參拜團ハ彌益々ニ殖エ來リテ無慮數萬ヲ下ラズ其引卒者自ラモ延イテ御母ノ淑德ヲ講話シ亦小職等ヲシテ説述セシメ遂ニハ當社祭神ノ如キ偉人ヲ慈育教訓セシ心男々シク操正シキ御母ノ高潔賢明ナル婦德ハ實ニ世ノ國民子女ノ理想トシ龜鑑トスペキ處ナレバ其靈社ヲモ建テ其徳ヲ慕ハシメナバ天下子女ノ精神教育ノ上更ニヨナキ効果アラムニ事茲ニ至ラザルハ誠ニ千古ノ憾ナラズヤナドイフ人サヘ尠カラズ候小職等モ固ヨリ夙ニ斯クハ思ヒ來リテ同感ニ堪ヘザル折

シモ幸ニ當社創立鎮座三十年記念ヲ機トシテ御母ノ神靈ヲ當社ノ攝社トシテ奉齋シ一ハ前述女子教育家等ノ熱望ニモ副ヒ一ハ嘗テ建碑セシ人等ノ宿志ヲモ遂ゲ滿天下ノ子女ヲシテ其神靈ニ感觸シ歸仰スル所ノ對象標識タラシメントス邦家人倫ノ爲仰ギ願ハクハ徵衷ノ在ル所ヲ諒察セラレ特別ノ詮議ヲ以テ攝社創立ノ儀許可アラムコトヲ謹ミテ切願シ奉リ候也

大正十三年四月十六日

## 四條畷神社宮司

## 外有志者

大正十三年六月十一日御創立の儀聽届けられ、仍て社殿造營の資を大阪府下を始め、全國に亘り、主として婦人の献金に據れり。大正十四年二月七日社殿玉垣等新設の件、内務大臣の認可を得て、同年四月八日地鎮祭を行ひ、七月六日上棟祭を、同年八月二十七日竣工せるを以て同年十月五日をトし、御鎮座祭を執行せり。

是より先、御靈代は大阪府知事中川望より奉遷せらるゝこととなり。此の日大阪府正廳にて

御靈代奉納式を行ひ、中川知事は山本書記官をして御靈代に奉供して四條畷に奉遷せしめられ、四條畷神社宮司大高常丸參廳して奉迎し奉り、自動車にて府廳正門を出で、守口街道、古川橋を経て河内街道より御祭神殉節所に著御、此處より御出迎へのために神幸ありし御本社御祭神と御鳳輦に御同座あらせられて四條畷神社に著御、御鎮座あらせらる。翌六日より三日間奉祝祭を執行せり。

### 御祭神殉節所

**所 在 地** 大阪府北河内郡四條畷村大字南野字刈屋

**境 内** 豈千五拾四坪

**由 緒** 御殉節所は御祭神を始め、御宗族將士の御昇神あらせられたる最も由縁深き靈地なり。

蓋し此の地一帯は當時の古戰場にして、高師直を將として押し寄せたる逆賊八萬の大軍をこ

の他に逆へ戦ひ給ひ、一度に賊將師直の首を打ち獲り給ひしも身代りにして再び師直に逼り給ひしが此の日三十餘合の激戦にて一騎當千の味方の兵士も多くは仆れ、傷き、御自らも痛手を負ひ給ひて再び起ち難きを思召され、御弟正時卿と共に刺しづがひ給ひて殉節し給ふ、遺れる一族將兵士亦悉くこの地に殉じ給へり。實に正平三年一月五日なり。此の誠忠純孝正義のため殉節御昇神あらせられたる此の處に土地の人「南無權現」と刻みたる小さき自然石の碑を建て、若き樟の樹を其兩側に植えて以て公の御遺徳を追慕景仰したりしが、二本の樟樹は年経て合して一株となり、小碑は其の中に包まれて地中に埋れりと、天正十二年一月二十八日更に小碑を建てたり、これ現在の碑なり。後文化四年三月平安の人源之彌文を選し文化六年九月松生鰐文齡石碑を建てゝ御祭神の忠勇義烈を欽慕し奉る。明治八年二月内務卿久保利通公特にこの地を弔慕せられ、枯草茫々として參路もさだかならざりしを憂ひ給ひ國家の大忠臣、臣子の儀表と仰ぐべき小楠公御昇神の地をみて慨歎久しうせられ、稅所堺縣令又地方民達非常に感奮して直に有志相謀り、資財を献じ、土地を寄せて僅に一畝拾參歩なり

し塁域を擴張整理して壹千五拾四坪となし更に一大墓碑を建設せり。其の高さ十五尺にして方五尺、碑面の「贈從三位楠正行朝臣之墓」の文字は、大久保利通公自ら謹書せられし處。かくて明治十一年正月五日より三日間除幕式建碑御遷靈祭を行ひたり。又正平三年一月五日御祭神と共に殉節せられたる宗族部將二十四將士の氏名を刻みたる四條曇表忠碑は、元老院議官稅所篤によりて明治十八年一月大墓碑の後に新建せられ、其の英靈を弔ふことゝなれり是より先、御祭神の大墓碑未だ成らざるに先立ちて、明治九年十二月十日從三位の御贈位あり、同二十七日勅使參向あらせられたり。

次で明治十年 明治天皇大和行幸の際道明寺行在所より勅使を御差遣あらせられ金幣を賜ひ忝き宣旨さへ下し賜へり。

勅書を拜すれば、

贈從三位 楠 朝 臣 正 行

汝正行父ノ志ヲ繼キ力ヲ王事ニ盡シ國難ニ斃ル朕其世忠ヲ追感ス今大和ニ幸スルニ因リ

使ヲ遣ヘシ汝ノ墓ヲ弔シ且金幣ヲ賜フ

明治十年二月十七日

かくて明治三十年四月六日更に從二位を追陞し給ひ、共に殉節せられたる御一族將士にして贈位あらせられたるは、

贈正四位 楠 正時 卿 大正三年十一月十九日

贈正四位 楠 正家 卿 大正四年十一月十日

贈從四位 和田 賢秀 卿 大正八年十一月十五日

贈從三位 三輪 西阿卿 大正四年十一月十日

尙ほ明治三十五年二月華族女學校學監下田歌子女史等御祭神の御母公大楠公夫人の碑を殉節所内に建立したり。昭和十三年五月史蹟名勝天然記念物の指定をうけ十月塁域を改修して今日に至れり

## 和田賢秀卿殉節所

### 所 在 地

大阪府北河内郡四條畷村大字南野字塚脇

### 所 在 内

四百五拾壹坪

### 由 境 緒

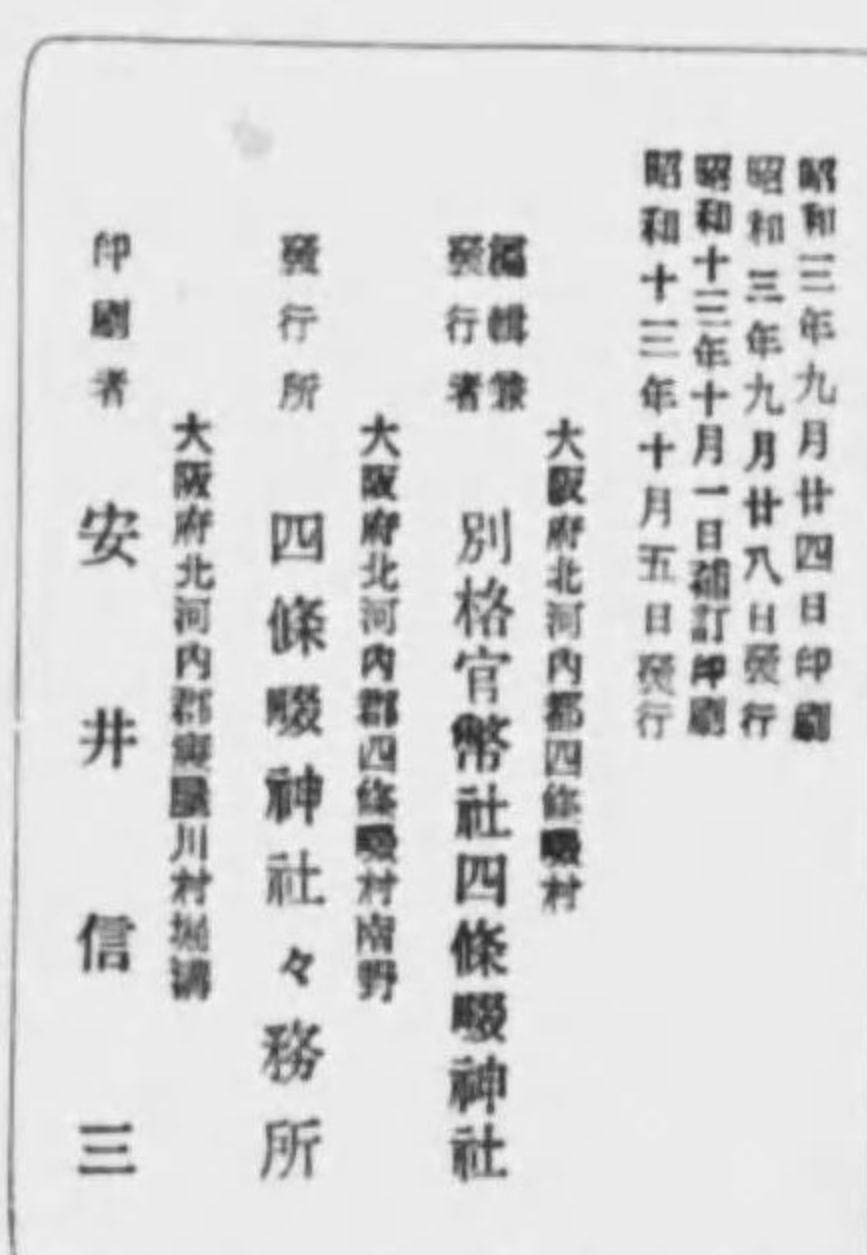
殉節所は四條畷神社一の鳥居より北方約二丁の地にあり、和田賢秀卿は又源秀と云ひ、薙髮して新發意と稱す。御祭神の從弟にして四條畷の戦に殉節あらせられたる勇將なり。即ち御祭神の志を繼ぎて單身敵陣に雜り、賊將師直を狙ひ、將に彼を撃たんとして果させ給はず殉節し給ふ。世俗歎神様として信仰尊崇するもの多し。天保二年九月浪華の人永田友之墓碑を建立す。「和田源秀戦死墓」と勒し、背面に

昔問へばすゝき尾花の嵐吹く

### の句を刻めり。

昭和十三年五月史蹟名勝天然記念物の指定あり塁域を改修し、勤番所を新設せり

官別  
幣社  
四條畷神社誌  
終



386  
565

終